

新型コロナウイルス 対策支援

加盟店・協定工務店さまへ

作成日：2020.05.12

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、
新築やリフォーム現場がストップしてしまうなど、経営者の皆様におかれましては、
難しい舵取りを求められていることが予想されます。

そんな状況下、工務店様、協力業者様を含め、関係する皆様で、
指定金融機関や、国庫補助事業制度の一部を本資料で把握・共有しておいていただき、
今後の経営に少しでもお役に立てれば幸いに存じます。

皆様方のご健康と安全はもとより、ご家族の皆様、従業員様、
関係取引先の皆様のご健康と安全を心よりご祈念申し上げます。

こちらの資料は、お取組先の協力業者様や工務店様へもご案内頂き
関係する皆様で、共有していただけたら幸いです。

- P.4 資金調達方法について
- P.5-11 資金調達方法について【融資】
- P.12-15 資金調達方法について【助成金】
- P.16 関連リンク集【お問合せ先URL】

各種情報は作成日時点での物になりますので、16ページのURLより最新情報のご確認をお願いいたします。



資金調達の方法

要返済

返済不要

① 融資

- 銀行などの金融機関からお金を借り入れる。
返済義務がある。
- **数億円単位**で資金調達可能

- ① 信用保証制度
→ 銀行・信用金庫
- ② 政府系融資制度
→ 日本政策金融公庫

② 助成金

- 受給条件を満たした事業者は
助成金を受け取れる。返済無。
- **金額は融資と比べて少額。**

- 中小企業庁の持続化給付金
→ 電子申請
- 厚生労働省の雇用調整助成金
→ ハローワーク・労働局

まずは「**融資**」について…

信用保証制度と**政府系融資制度**があり、**併用が可能**です。

① 信用保証制度

信用保証協会が公的な保証人になってくれるため、民間金融機関からの借入がしやすくなる制度。

→ セーフティネット4号・5号(最大2.8億円)、危機関連保証(最大2.8億円) 他

② 政府系金融制度

政府系金融機関(政策金融公庫等)の融資制度。

→ 新型コロナウイルス感染症特別貸付制度(最大3億円) 他

【融資】

① 信用保証制度（個人事業主・法人向け）

窓口は、銀行や信用金庫などの**各金融機関**です。

まずは、お取引のある「金融機関」へ相談してみてもいいでしょうか？

制度① セーフティネット4号

制度② セーフティネット5号

制度③ 危機関連保証

3つの制度
を紹介！



融資 1：信用保証制度（個人事業主・法人向け）

制度① セーフティネット4号

- 売上が前年の同時期より**20%以上減少**なら対象
- 業種制限なし
- 上限**2.8億円**
- 借入債務の**100%**を信用保証協会が保証
- 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象

融資 1 : 信用保証制度 (個人事業主・法人向け)

制度② セーフティネット5号

■ 売上が前年の同時期より**5%以上減少**かつ

指定業種 (※) なら対象

※建設業の多くが対象となりますが、業種によっては、対象とならない場合がございます。

■ 上限**2.8億円**

■ 借入債務の**80%**を信用保証協会が保証

■ 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象

融資 1：信用保証制度（個人事業主・法人向け）

制度③ 危機関連保証

- 売上が前年の同時期より**15%以上減少**なら対象
- 上限**2.8億円**
- 借入債務の**100%**を信用保証協会が保証
- 要件を満たせば**保証料・金利ゼロ**の対象
- セーフティネット4号・5号との併用が可能

【融資】

② 政府系金融制度（個人事業主・法人向け）

窓口は、全国の「日本政策金融公庫」の各支店です。

まずは、お近くの支店へ相談してみてもいいでしょうか？

銀行・信用金庫とは別枠で
申し込みできます！



融資 2：政府系金融制度（個人事業主・法人向け）

制度① 新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 売上が前年または前々年の同時期より**5%減少**なら対象
- 上限**3億円**（国民生活事業（※）は上限6,000万円）
※個人事業主や小規模企業
- 借入後**3年間**は**1億円**（国民生活事業（※）は上限3,000万円）
まで**実質無利子・無担保**の対象 ※個人事業主や小規模企業
- **5年間据置**（利子のみの返済）が可能

【助成金】

① 持続化給付金（個人事業主・中小法人向け）

新型コロナウイルスの影響により、特に甚大な影響が出ている事業者を救済する目的で、「**持続化給付金**」という制度が出ています。

下記のURLから入って頂き電子申請となります。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/subject/>



助成金：持続化給付金（個人事業主・法人向け）

- 中堅企業・中小企業・小規模事業者・個人事業主等
であること ※資本金10億円以上の企業等は対象外です。
- 上限**200万円**※個人事業主は100万円
- 2020年1月～12月のいずれかのひと月の売上が
前年同月比で50%以上減少していること
- 返済は不要で、使用用途も原則として自由
（事業関連全般）

助成金：持続化給付金（個人事業主・法人向け）

参考資料

持続化給付金の売上減少要件

2019年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上	150万円	140万円	160万円	170万円	150万円	90万円	110万円	130万円	150万円	160万円	200万円	230万円
2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上	155万円	128万円	110万円	80万円	78万円	60万円	80万円	105万円	120万円	130万円	160万円	190万円
増減割合	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	3.33%	-8.57%	-31.25%	-52.94%	-48.00%	-33.33%	-27.27%	-19.23%	-20.00%	-18.75%	-20.00%	-17.39%

4月が50%以上売上減少しているため、適用条件クリア！！

いずれか一ヵ月でも
減少していればOK！

※上記数字は仮定の数字です



【助成金】

② 雇用調整助成金（個人事業主・中小法人向け）

従業員を雇用している事業者に対し、休業手当の5分の4が支給される制度です。
ハローワーク・労働局が窓口です。

■ 直近1ヶ月の売上が前年の同時期より5%以上減少している場合 などに対象

■ 給付対象期間は「1年間のうち100日＋特例期間（2020年4月～6月）」

【中小企業庁（信用保証協会）】

セーフティネット保証制度4号 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

セーフティネット保証制度5号 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

危機関連保証 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm

【日本政策金融公庫】

新型コロナウイルス感染症特別貸付制度 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

【中小企業庁（持続化給付金）】

持続化給付金申請要領 https://www.jizokukakyufu.jp/doc/pdf/r2_application_guidance_company.pdf

【厚生労働省（雇用調整助成金）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>

各種情報は作成日時点での物になりますので、上記にて最新情報のご確認をお願いいたします。